

レットテル商品についての

独乙文献二・三の紹介

木村喜一郎

レットテル商品 (Markenartikel) についてまとめた研究文献は独乙に於ては一九二四年に出た Findelsen 教授の Die Markenartikel im Rahmen der Absatzökonomik der Betriebe に始まったものと見てよからうと思う。教授はレットテル商品の本質を商標、包装、広告の三要素のうちに見出し居るが、これはレットテル商品を大量生産物の大量販売法の落し子と考えるところから来る帰結である。其後いろいろの研究文献が公にせられて居るが、根本的にはフィンダイゼン教授の主張から離れた見解は見出されて居らない。

さて今次の大戦後久しくレットテル商品に関する研究文献に接することが出来なかつたが、最近私は二、三のものを手にすることが出来、この問題に関する独乙学界の事情の一端を知る事が出来た。そして分つたことはレットテル商品について

の定価販売制が、換言すると生産者による再販売価格の指示と云うことが、焦点的に取り上げられ検討せられて居ることである。高度資本主義と云うことは自ら独占資本を思い浮べることになるし、過度の経済力の集中の排除とか公正取引の維持とか一連の問題と関係して来るであろう。これによって私は我国経済に似た西独経済の状態を窺うことが出来るような気がしてならないのである。

(1) K. Mellerowicz, Markenartikel. Die ökonomischen Gesetze ihrer Preisbildung und Preisbindung. 1955.

レットテル商品は近代的な高度の技術により機械化せられた標準化せられた生産方法と、レットテルに品質保証の役目をさ

せて絶えず広告宣伝して行く進歩した販売方法とが結び合わされた組織の産物である。こう云う性質のものであるからレツテル商品の研究は生産者取扱業者、消費者それぞれの側からしてはじめて正鵠を得たものとなるのである。抽象理論に陥らないで、又現実の利害関係にわづらわれないで検討するところが無ければならないと考へて論議を展開するのである。

- (一) レツテル商品の観念
- (二) レツテル商品の重要
- (三) レツテル商品と宣伝広告
- (四) レツテル商品について異種の競争
- (五) レツテル商品に於ける原価計算
- (六) 垂直的価格拘束の理論と技術
- (七) 価格拘束と垂直的拘束価格
- (八) 垂直的価格拘束の功罪

これらの内容を見て分かるように本書は専らレツテル商品の価格について其の構成と其の拘束とが重点的に取り上げられて来て居る。レツテル商品の価格は根本的には一方提供者側の生産費と他方需要者側の購売価値（購買力）との制約に由つて決まること一般商品の価格と変らない。レツテル商品の

価格はしばしば独占価格であると云われたりカルテル価格であると考へられたりする。しかしレツテル商品ほど同業者間の競争の激しいものはない。新しい型、品質向上、口銭利益の引上げ、顧客サービスなどの点について表面的な且裏面上の角逐が行われる。これらの点に於てレツテル商品の生産者は絶えず同業者の競争に脅かされて居るのである。こう云うところからメロウイツ教授はレツテル商品の定価販売制を非難するに当らないと考へるのである。

(II) B. Röper. Die vertikale Preisbindung bei Markenartikel. 1955.

レツテル商品の定価販売制には大戦前即ち一九三一年に疑問が持たれたことがあった。即ちカルテル価格でないかと云うことである。しかしカルテルは同業者協定に過ぎないものであり、このうちの価格協定は云わば水平的な拘束である。レツテル商品については同業者の競争は寧ろ激甚であつて、卸売小売など取扱業者に指示する再販売価格は云わば垂直的な価格拘束である。両者性質の違つた拘束であることを忘れてはならない。

一九四七年西独乙の英米占領地区に於てレットテル商品の定価販売制が物議をかもした。それは、非カルテル法の法律に抵触しないかと云うことである。これについて英米占領当局は見解を異にした。これがために再三裁判所に於ける訴訟事件となつたのである。即ち英国側はレットテル商品の定価は垂直的な価格拘束であつてカルテル価格でない。独占禁止の法律にそむくものでないと云う。これに対して米国側はレットテル商品の定価は消費者に対して拘束するものであつて非カルテル法の規定があてはめられなければならないと云う。其処で一九五二年 *Willner* の書簡となつてあらわれた訳であるが、レットテル商品の定価は同業者の協定に基づくようなカルテル価格ではない。生産者によるところの比較的安定した指示価格に過ぎないものである事が明かにせられた結果、レットテル商品の定価について紛議はなくなつた。この趣旨は仏占領地区にも受け入れられたから、西独乙全範圍に亘つて徹底せられることになつた訳である。

- (一) 問題
- (二) 社会的な市場經濟に於ける価格の役割
- (三) 消費者価格の發展形式

レットテル商品についての独乙文献二・三の紹介(木村)

- (四) 商業に於ける競争關係
- (五) レットテル商品と垂直的価格構成
- (六) 商業に於ける水平的価格拘束の影響
- (七) レットテル商品と市場關係
- (八) レットテル商品に見られる潜在的カルテル競争角逐
- (九) 消費者と定価制
- (十) 結語

レーパー教授は先きに公にしたところの *Konkurrenz und ihre Fehlentwicklungen* につづく研究として本書を見て居る。一九五〇年米國に渡つて独占關係公正取引など競争事情を調査して来た。これは独乙のカルテル問題の解明に資するところがありたいとの目的から出たものである。だからレットテル商品を市場經濟、配給組織の問題として取り上げるところがあるから生産者卸売業者、小売業者、消費者などとの關係のうちにて検討するところがある。我々はこれによつてレットテル商品の功罪と云つたことについての理解が与えられらるであらう。

III) G. Bergler, Der Markenartikel als Ordnungs- und Rationalierungsprinzip in der Absatzwirtschaft (Betriebswirtschaft Nr. 1. 1956.)

ベルグラー教授は大戦以前既にレットル商品に関する研究を公にして居る。それは主として医薬品の分野に於ける特殊問題に關したものであったが、先覚者の一人と教えてよい。

今次の教授の論文の内容は次のような若干項目を含んだものである。

- (一) 包装と容器
- (二) 品質
- (三) 価格拘束
- (四) 広告宣伝と専門店

これについて見られるように右ではレットル商品の一般論的な問題が取り上げられて居る。そして教授はレットル商品の変質を主張するのである。大戦前と大戦以後とでレットル商品の性質が違って来て居る。いろいろの点について変質が見出されるが、とくに価格拘束のうちにその顯著なものを見出して居るものようである。

レットル商品の定価と云うのは指示せられた再販売価格に他ならないものであるが、この場合(一)最高販売価格、(二)最低販売価格、(三)ある一定した価格(Festpreis)の三通りの指示が考えられる。レットル商品の定価は云うまでもなく一定したある価格のことである。こう云う意味の定価が販売に當って実行せられるのは如何なる事情によるものであろうか。

こう云う定価販売が行われるのは生産者と取扱業者との間に結ばれる取引契約に基くものである。従来から独乙ではレットル商品については所謂価格拘束条項なるものが取引契約のうちに挿入せられて居る。取扱業者は指示せられた再販売価格を守る可き義務を負担するものである。もし此の義務履行を守らないような場合には取引の停止が行われるであろうし、時に又損害賠償の責任を問われる場合も起るのである。

ところが戦後定価販売を困難にして来る事情が起つて来たことである。それは、技術の急速な発展による新製品の出現である。あとからあとと新しい型、すぐれた品質のものが市場に提供せられると云うことである。それから趣味嗜好の変化、流行の推移が従来よりもテンポが早くなり激しくなると云うことである。これらの事情はレットル商品このう

ち特に耐久財の分野に属するものには影響するところが大きい。所謂旧い型のものは消費者にとって著しく効用が減って仕舞う。代金を支払って買求めようとするものが無い位になる。ラデオ受信機であるとか電気洗濯機とかのものについて見ればその辺の事情が分かる。こう云う訳で定価販売の維持が困難となってくる。

かように考えて来てベルグラ―教授はレットテル商品に二通

りの区別が出来ると主張するに至った。真正のレットテル商品、これだけは定価販売が出来るものである。Klarsche Markenartikelと呼んで居る。これに対し定価販売のむづかしいものが考えられると云うのである。これをレットテル商品の一種と見るのは真正のレットテル商品と同じ販売組織をとる理由からである。